

愛知県手数料条例で定める定期検査手数料
(平成9年4月1日改定)

1 はかり

区 分	ひょう量	手数料
(1) 電気式・光電式はかり (1 t 以下のもの)	1 0 0 kg以下	1, 4 0 0 円
	2 5 0 kg以下	1, 8 0 0 円
	5 0 0 kg以下	2, 2 0 0 円
	5 0 0 kgを超えるもの	3, 1 0 0 円
(2) 棒はかり・ 直線目盛指示はかり	ひょう量に関係なく	2 5 0 円
(3) (1)・(2) 以外の はかり	1 0 0 kg以下	5 0 0 円
	2 5 0 kg以下	9 0 0 円
	5 0 0 kg以下	1, 5 0 0 円
	1 t 以下	2, 1 0 0 円
	2 t 以下	3, 7 0 0 円
	5 t 以下	6, 9 0 0 円
	1 0 t 以下	1 0, 7 0 0 円
	2 0 t 以下	1 5, 0 0 0 円
	3 0 t 以下	1 9, 1 0 0 円
	4 0 t 以下	2 1, 6 0 0 円
	5 0 t 以下	2 9, 8 0 0 円
5 0 t を超えるもの	5 1, 2 0 0 円	

注 最小の目盛又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、(1)～(3)に掲げる金額の2倍とする。

2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり

1 個につき	手数料	1 0 円
--------	-----	-------